

空家の解体をする方へ（事前にご確認ください）

解体の補助対象となる可能性がある空家は次の3つすべてに該当するものです。

- 2分の1以上が居住の用に供されていたものである
- 個人が所有するものである
- 所有権以外の権利（土地に係る権利を除く。）が設定されていない

【申請する補助金について】

